

特別養護老人ホーム 城東こすもす苑

指定介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）重要事項説明書

当事業所はご契約者（利用者）に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 清水福祉会
- (2) 法人所在地 大阪府大阪市旭区清水三丁目15番23号
- (3) 電話番号 06-6957-8008
- (4) 代表者氏名 理事長 水野 智志
- (5) 設立年月日 平成15年 3月14日

2. 事業所概要

- (1) 事業所種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成23年 9月 1日
大阪市指定番号 2774402578号

*当事業所は特別養護老人ホーム 城東こすもす苑に併設されております。

- (2) 事業所目的 指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものになるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的に日常生活を営むことを支援する。
- (3) 事業所名称 特別養護老人ホーム 城東こすもす苑
- (4) 所在地 大阪府大阪市城東区蒲生2丁目2番38号
- (5) 電話番号 06-6933-2002
- (6) FAX番号 06-6933-2333
- (7) 施設長(管理者) 福川 大輔
- (8) 事業所運営方針 ①事業所は、利用者の意思や人格を尊重して、常にその人の立場に立ち指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供するように努めます。
②事業所は、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重要視した運営を行うとともに、市町村・介護支援事業所・他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。
- (9) 開設年月日 平成23年 9月 1日
- (10) 利用定員 7人
- (11) 通常送迎実施地域 大阪市城東区・旭区・鶴見区・都島区・中央区・東成区

3. 事業所の概要

敷地面積	1, 188.42 m ²		
建 物	構造 鉄筋コンクリート造 6階建		
	延床面積	3, 705.96 m ²	
	利用定員	7人	
居 室	個室(1人室) × 7室		
	面積	121.40 m ²	1人あたりの面積 17.34 m ²
主な設備	食堂、リビング、機能訓練室	8カ所	217.08 m ²
	一般浴室	5ヶ所	100.42 m ²
	特殊浴室	1カ所	15.93 m ²
	医務室	1カ所	11.91 m ²
	洗面所	各居室	7カ所
	トイレ	各居室	7カ所

* 居室の変更：ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご契約者（利用者）の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等に報告するものとします。

4. 職員の配置状況（併設特別養護老人ホーム兼務）

職種・職務内容	基 準	実配置
(1) 施設長（管理者）	人員数	人員数
事業所の業務を掌握する。管理者に事故あるときは、 予め管理者の定めた職員が代行する。	1名	1名以上
(2) 医 師（非常勤）	必要数	1名以上
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行なう。		
(3) 看護職員	3名	3名以上
利用者の保健衛生並びに看護業務を行なう。		
(4) 介護職員	27名	27名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行なう。		
(5) 生活相談員	1名	1名以上
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。		
(6) 機能訓練指導員	1名	1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または その減退を防止するための訓練を行なう。		
(7) 栄養士（管理栄養士）	1名	2名以上
食事の献立作業、栄養計算、利用者に対する 栄養指導等を行なう。		
(8) 介護支援専門員	1名	1名以上
短期入所生活介護サービス計画の作成等を行う。		

- (9) 事務員 必要数 必要数
 必要な事務を行なう。

5. サービス内容

(1) 食事

- ① 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びにご契約者（利用者）の身体の状態を考慮し必要な時間を配慮いたします。
- ② ご契約者（利用者）の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則といたします。
- ③ 食事時間

朝食： 8：00～

昼食： 12：00～

ティータイム： 15：00～

夕食： 18：00～

(2) 入浴

- ① 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ② 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

(3) 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者（利用者）の身体能力を最大限利用した援助を行います。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員（看護婦等）により、ご契約者（利用者）の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復または、その減退を防止するための訓練を実施いたします。

(5) 健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

(6) その他自立への支援

- ① 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮いたします。
- ② 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

6. 利用料金

(1) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（I）〈ユニット型個室〉基本費用額

要介護度	単位	1割負担	2割負担	滞在費	食費	合計額
要支援1	529単位	576円	1152円	2066円	1504円	(1割) 4146円
要支援2	656単位	714円	1428円	2066円	1504円	(1割) 4284円

*居住費・食費負担額については、所得により減額制度あり。

また、食事の提供に要する費用については、次の金額を食事毎に徴収する。(1504円/日)

朝食 277円/食 昼食 507円/食

おやつ 213円/食 夕食 507円/食

(2) 各種加算料金

加算項目	内 容	加算単位
療養食加算	医師の指示に基づいた食事を提供した場合。	8 単位/食
機能訓練体制加算	機能訓練指導にあたる常勤専従の機能訓練指導員 を1名以上配置	1 2 単位
個別機能訓練加算	利用者の居宅を訪問した上で（3か月に1回以上）個別機能訓練計画を作成し同意を得ている場合	5 6 単位
送迎加算	居宅への送迎を実施した場合。（片道ごと）	1 8 4 単位
サービス提供体制加算（I）ロ	介護福祉士比率50%以上	1 2 単位
生産性向上推進体制加算II	介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。	1 0 単位/月
介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数に14.0%を乗じた単位数	—

(3) その他の料金

項 目	金 額	備 考
電気機器使用料	30円(1日・1機器に付) 消費税込	電気毛布・加湿器等
診療費	診療所で医療を受けられた場合、城東こすもす苑診療所より請求があります。	

(4) 複写物の交付

ご契約者（利用者）は、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円（税込）

(5) 利用者の希望による日用品費の提供

- ・ 日用品 ティッシュ 100円/箱（税込）
- ・ 歯磨き粉 160円/箱（税込）
- ・ ポリデント 500円/箱（税込）

* 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更することがあります。

7. 利用料のお支払い方法

- ・ 利用期間の月末日で締め、計算しご請求しますので、契約時にお申し込み頂いた金融機関（ゆうちょ銀行）口座からの自動引落となります。15日前後にご請求し（請求書発送）、27日に引落させていただきます。

8. 利用の中止・変更・追加

(1) 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を

中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日7日前までに事業者申し出てください。

- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。
- ・利用予定日の2日前までに申し出があった場合 : 無料
 - ・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 : 利用料金の 50%
 - ・利用当日の申し出の場合 : 利用料金の 80%
- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

9. サービス提供の記録

介護予防短期入所生活介護サービスの実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

10. サービス利用の留意事項について

- ① 食事は栄養管理上、事業所の提供する食事を摂取し、原則持ち込みは禁止する
- ② 面会は午前10時00分から午後6時00分までとする。
- ③ 消灯時間は、通年午後9時00分とする。
- ④ 外出及び外泊は、所定用紙で届出ることとする。
- ⑤ 飲酒は、栄養管理上、原則禁止する。
- ⑥ 喫煙は、禁止する。
- ⑦ 火気の取り扱いは、防火管理上、使用を禁止する。
- ⑧ 設備及び備品の利用は、本来の使用法に従って利用することとする。
- ⑨ 金銭及び貴重品の管理は、自己管理を原則とし、多額及び高価な貴重な金品は所持しないこととする。
- ⑩ ペットの持ち込みは、衛生管理上、禁止する。
- ⑪ 利用者の営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動は、禁止する。
- ⑫ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ⑬ 故意に施設もしくは備品に損害を与え、またはこれを使用すること。

11. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

- (1) 緊急時等における利用者の日頃の病状や薬の処方等を正確に知る必要がありますので、利用時までには主治医・かかりつけ病院等を必ずお知らせください。
- (2) 保険証や老人医療証は、ご利用の都度ご持参してください。

①協力医療機関

名 称：医療法人 清水会 もりぐち清水会病院
所 在 地：大阪府守口市河原町3番12号
診 療 科：内科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・皮膚科・放射線科
リハビリテーション科・胃腸科・肛門科
連 絡 先：06-6997-0101

②協力歯科医療機関

名 称：藤井歯科医院
所 在 地：大阪府守口市本町2-5-18
連 絡 先：06-6991-2477

1.2. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業所はその責任の範囲においてその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生については、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、その程度に応じて事業所の損害賠償責任は軽減されます。

1.3. 高齢者虐待防止について

- (1) 当施設は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。
 - ① 虐待防止対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果を従業者に周知します。
 - ② 虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して定期的実施しています。
 - ④ 必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。
 - ⑤ 当施設における担当者：施設長（TEL 06-6933-2002）
- (2) 事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

1.4. ハラスメント対策（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、従業者に対するハラスメント指針の周知、啓発、従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備、その他ハラスメント防止のための措置を講ずるなど、対策に取り組めます。

1.5. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。

- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

1 6. 非常災害対策について

- (1) 当施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上行います。
- (2) 当施設は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

1 7. 感染症予防やまん延防止について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内で感染症が発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
 - ① 感染症対策を検討する委員会を概ね六か月に一回以上開催します。
 - ② 感染症対策の指針を整備します。
 - ③ 従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施します。
 - ④ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健センターの助言・指導を求めます。

1 8. 事故発生時の防止及び発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等の方法が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- (5) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- (6) 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

1 9. 緊急時対応について

当施設において、指定介護福祉サービス提供を行っている際に、入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及び予め定めた協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合においては保険者及びご契約者（入所者）の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

2 0. 守秘義務及び個人情報の保護について

当従業者及び職員であった者は、当事業所の個人情報保護方針に基づき、業務上知り

得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- (2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

2 1. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結日から6ヶ月間ですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、更に6ヶ月間同じ条件で更新され以後同様となります。契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当事業所との契約は終了いたします。

- ① ご契約者が死亡した場合。
- ② 介護認定によりご契約者の心身の状況が自立・要支援と判定された場合。
- ③ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ ご契約者が介護老人保健施設もしくは介護療養型医療施設に入所した場合。
- ⑦ ご契約者から退所の申し出があった場合。
- ⑧ ご契約者から契約解除の申し出があった場合。
- ⑨ 事業所から契約解除の申し出を行った場合。
 - ・ご契約者が、契約期間内にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
 - ・利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合
 - ・ご契約者が、故意又は過失により事業者もしくはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為や迷惑行為（ハラスメント行為を含む）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた時。
 - ・ご契約者が自傷行為や、自殺のおそれが極めて高く事業者においてこれを防止できない場合及びご契約者が法令違反その他秩序破壊行為をなし、改善の見込みが

ない場合。

- ・伝染病疾患により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり治療が必要な場合。

2.2. 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

2.3. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き

事業所は、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- ① 身体拘束廃止委員会を設置する。
- ② 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- ④ 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

2.4. 第三者評価の受審状況について

- ①実施の有無：実施している
- ②評価決定年月日：令和4年12月28日
- ③評価機関：特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
- ④結果の開示：有

2.5. 苦情の受付について

提供した短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情を受けるための窓口を下記のように設置します。

①当施設における苦情の受付

担当者：生活相談員
時間等：月曜日～金曜日
9：00～17：00
TEL：06-6933-2002
FAX：06-6933-2333

②第三者委員

氏名：井上 京子
時間等：10：00～16：00
TEL：06-6698-6314

氏名：富田 範子
時間等：10：00～16：00
TEL：06-6951-8114

③行政機関その他苦情受付機関

名 称 : ()
所 在 地 : ()
T E L : ()
受付時間 : ()

名 称 : 大阪市城東区保健福祉センター
所 在 地 : 大阪府大阪市城東区中央3丁目4番29号
T E L : 06-6930-9986
受付時間 : 9:00 ~ 17:30

名 称 : 大阪市旭区保健福祉センター
所 在 地 : 大阪府大阪市旭区大宮1丁目1番17号
T E L : 06-6957-9857
受付時間 : 9:00 ~ 17:30

名 称 : 大阪市鶴見区保健福祉センター
所 在 地 : 大阪府大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号
T E L : 06-6915-9859
受付時間 : 9:00 ~ 17:30

名 称 : 大阪市都島区保健福祉センター
所 在 地 : 大阪府大阪市都島区中野町2丁目16番20号
T E L : 06-6882-9857
受付時間 : 9:00 ~ 17:30

名 称 : 大阪市中央区保健福祉センター
所 在 地 : 大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号
T E L : 06-6267-9986
受付時間 : 9:00 ~ 17:30

名 称 : 大阪市東成区保健福祉センター
所 在 地 : 大阪府大阪市東成区大今里2丁目8番4号
T E L : 06-6977-9986
受付時間 : 9:00 ~ 17:30

名 称 : 大阪市福祉局介護保険課 指定・指導グループ
所 在 地 : 大阪府大阪市中央区船場中央3-1-7-331

T E L : 06-6241-6310 (FAX) 06-6241-6608
受付時間 : 9:00 ~ 17:30 (月~金)

名 称 : 大阪府国民健康保険団体連合会介護保険室苦情窓口
所 在 地 : 大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号
T E L : 06-6949-5418
受付時間 : 9:00 ~ 17:00

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

特別養護老人ホーム 城東こすもす苑

説明者職名 () 氏名 _____

私は、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

(ご契約者) 住 所: _____

氏 名: _____

私は、契約者が指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けたことを確認しましたので、私はその署名を代行いたします。

署名代行者

住 所: _____

氏 名: _____

(ご契約者との関係:)

身元引受人

住 所: _____

氏 名: _____

(ご契約者との関係:)

個人情報利用目的

(令和7年 10月 1日)

指定介護予防短期入所生活事業所城東こすもす苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人福祉施設内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －入居者の急変対応時に備えた（協力医療機関等への）現病歴等の情報提供
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供